

松阪市行政チャンネル有料映像広告取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則（平成 19 年松阪市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、松阪市が管理及び放送を行う松阪市行政チャンネルでの有料映像広告（以下「広告」という。）の放送について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 放送する広告は、映像及び音声を有するものとする。

(広告の時間)

第 3 条 放送する広告の時間は、1 枠あたり 30 秒以内とする。

(広告の位置)

第 4 条 広告の放送位置は、市長が決定するものとする。

(広告の放送)

第 5 条 広告の放送は、毎週火曜日から翌週月曜日までの 1 週間を 1 単位の放送期間とする。この場合において、1 単位の放送期間における放送回数は 168 回以内とする。

(広告の放送中止)

第 6 条 次のいずれかに該当する場合は、広告の放送を中止することができる。

- (1) 災害等が発生し、市が緊急に放送を行う必要が生じたとき。
- (2) 市議会の生中継及び録画した映像を放送するとき。
- (3) 放送機器に不具合及びメンテナンス等の必要が生じたとき。
- (4) 行政運営上、支障をきたす可能性があるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が広告放送を行うことが不適當であると認めるとき。

(広告放送の申込み)

第 7 条 広告の放送を希望する民間事業者（以下「申込者」という。）は、広告放送申込書（様式第 1 号）に放送しようとする広告の素材を添付し、放送開始を希望する日の 30 日前までに市長に提出しなければならない。

(広告であることの明示)

第 8 条 申込者は、提出した広告の内容に影響を及ぼさない範囲で、広告であることを明示する表記を行うものとする。

(広告放送の決定)

第 9 条 市長は申込者に対し、広告放送の可否について、規則第 4 条の規定に基づいて決定し、その結果を可否決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、広告の内容について疑義が生じた場合は、規則第 7 条

に規定する松阪市広告審査委員会において審査し、広告放送の可否について決定する。

(広告放送内容の承諾)

第10条 広告放送可の決定を受けた申込者は、放送内容及び条件等を記載した承諾書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(広告の放送料)

第11条 広告の放送料は、1単位あたり15,000円とし、申込者は市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、放送期間中、第6条に定める事由により、広告の放送を中止した場合においても広告放送料は返還しないものとする。

(広告の放送取消し)

第12条 市長は、指定する期日までに申込者が広告の素材を提出しないとき又は広告の放送料を納付しなかったときは、広告放送を取り消すことができる。

2 申込者が広告放送料を納付後、広告の放送期間前に第6条各号に定める事由が発生し、又は規則第4条の規定に反することが判明した場合は、広告の放送を取り消すとともに、既に納付した広告の放送料を返還するものとする。ただし、返還する広告の放送料には、利子を付さない。

(広告放送の取下げ)

第13条 申込者は、自己の都合により、広告放送を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告放送を取り下げるときは、申込者が広告放送取下申込書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告放送を取り下げた場合は、既に納付した広告の放送料は返還しない。ただし、放送7日前までに広告放送取下申込書が提出されたときはこの限りでない。

4 前項の規定により返還する広告の放送料には、利子を付さない。

(責任等)

第14条 広告の放送により発生した申込者の損害について、市は賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告の放送によるものであっても、その責任は申込者にあるものとし、市は賠償の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告放送に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。